

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 概要

久留米市 健康福祉部 障害者福祉課

目次

P5 強度行動障害支援者養成研修

P6 通所系共通

P7～13 生活介護

P14～17 共同生活援助

P18～19 就労継続支援B型

P20～27 児童発達支援・放課後等デイサービス

はじめに

- この資料では、4月からの算定にあたり、市への届出が必要となる内容を中心に説明します。
- 報酬改定の内容で、今回説明しない内容については、6月に予定している集団指導の中で詳しく説明する予定です。
- 資料の内容は、令和6年4月2日時点で厚生労働省・こども家庭庁から公表されている資料・情報を元に作成しております。
- 今後の国の事務連絡・Q&A等で、この当該説明資料と異なる取扱いとなる可能性もありますので、ご了承ください。
- 現行の加算で算定しているもので、今回見直されている加算で引き続き算定する場合は必ず届出てください。

報酬改定に伴う報酬・加算の届出

(1)対象サービス

必須:就労移行、就労継続A型、B型、就労定着、共同生活援助

算定状況に応じて:生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
一般相談支援、計画相談・障害児相談支援、自立生活援助

(2)届出内容 報酬改定に伴い届出が必要となる報酬・加算
前年度の実績等に基づく報酬・加算

(3)提出書類 「00_加算届出書一覧表」参照

(4)提出期限 令和6年4月19日(金) 午後5時

(5)提出方法 持参 または 郵送

強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

… 支援現場の職員

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

… サービス管理責任者クラスの職員

強度行動障害支援者養成研修(中核的人材研修)

新設

- ★令和9年度を目途に都道府県で研修を実施するが、それまでは
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が研修実施。
- ☆令和6年度の研修受講人数は都道府県で2名。(全国で94名程度)
- ◇養成研修修了者や強度行動障害者への支援実績がある者が対象

通所系共通

食事提供体制加算

(令和9年度まで経過措置の延長により継続)

算定には現行の要件に加え、①～③全て満たすことが必要

市保健所は対応不可

①管理栄養士又は栄養士が献立を確認(年1回以上) 令和6年9月30日までは努力義務

- ・管理栄養士等は常勤・専従を問わず、雇用が難しい場合は外部の管理栄養士等も可
- ・調理を外部委託している場合は、委託先で管理栄養士等が献立作成・確認していれば可

献立の確認 ……献立の作成を担うべきだが、作成された献立表等の内容を確認する形も可

②利用者ごとの摂取量を記録(例:「完食」「全体の1/2」「全体の〇割り」等)

③利用者ごとの体重・BMIを半年に1回記録

おおむねの身長が分かっている場合は必ずBMIの記録が必要

※体重を知られたくない利用者は例外として、その旨記録すること

生活介護

基本報酬

- ① サービス提供時間（個別支援計画に定める標準的な支援時間）に応じた区分の導入
3時間未満 / 3～4時間未満 / 以降1時間ごと / 8～9時間未満
※ただし、障害者支援施設が行う生活介護は8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定不可
- ② 定員の区分が細分化（5→10区分）
1～5人 / 6～10人 / 11～20人 / 以降10人ごと / 81人以上

生活介護

個別支援計画に新たに記載すべき事項

様式は近日中に
厚生労働省より
発出予定

標準的な支援時間

基本報酬は現に要した時間でなく個別支援計画に定めた標準的な支援時間に基づき算定。

⇒速やかに個別支援計画に標準的な支援時間を盛り込むこと

〔個別支援計画を見直すまでの間は、前月の実績等や本人の意向を
確認することで標準的な時間を見込むこととする。〕

★ 個別支援計画に位置付けた標準的な支援時間と、実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合は、個別支援計画を見直すこと。

☆ 原則として送迎に要する時間はこの標準的な支援時間に含まない。

生活介護

標準的な支援時間の記載に係る注意事項

- ①その日の所要時間が、道路状況や天候、本人の心身の状況等のやむを得ない事情により標準的な時間よりも短くなった場合は、標準的な時間で算定可能
- ②当該サービスが居住地域にない場合で、送迎に要する時間が往復3時間以上の場合は、1時間を標準的な時間に加えることが可能
- ③医療的ケア、重症心身障害者、行動関連項目10点以上、盲ろう者等で利用時間が6時間未満にならざるを得ない利用者は、翌日への申し送り・主治医への伝達事項の整理等を1日2時間以内を限度として標準的な時間に加えることが可能

生活介護

標準的な支援時間の記載に係る注意事項

- ④ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車いすへの乗、戸締り等）に要する時間は1日1時間を限度に標準的な時間に加えることが可能
- ⑤ 実際の所要時間が、介護者の就業等の理由により、標準的な時間よりも長くなる場合で、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間で算定可能

★ 利用者の支援時間は、利用者・家族等の希望や支援の必要性に応じて決定されるものですので、報酬改定に伴い一律に支援時間を決定せずに、個々の利用者ごとに適切に決定するようにお願いします。

生活介護

サービス提供時間を考慮した平均利用者数の算出

平均利用者数は、前年度の平均サービス提供時間を考慮して算出
平均サービス提供時間

- ・5時間未満 → 0.5人
- ・5時間以上7時間未満 → 0.75人
- ・7時間以上 → 1人

※ただし、令和5年度のサービス提供時間の記録がない場合は、
令和6年3月の実績や見込みにより算出する。

※なお、サービス提供時間の考え方は、3～5ページの標準的な支援
時間の考え方に準ずる。

生活介護

人員配置体制加算

区分増(3→4区分)で新たに従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置した場合を評価

延長支援加算

基本報酬で評価されない時間(9時間以上)について、延長1時間あたり100単位

※施設入所者については算定不可

福祉専門職員配置等加算

I または II と III が併給可能

生活介護

常勤看護職員等配置加算

改定前

常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)

看護職員を常勤換算で1人以上配置

常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)

看護職員を常勤換算で2人以上配置
医療的ケアが必要な利用者を受け入れ

常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)

看護職員を常勤換算で3人以上配置
医療的ケアが必要な利用者を受け入れ

改定後

常勤看護職員等配置加算

看護職員を常勤換算で1人以上配置
医療的ケアが必要な利用者を受け入れ



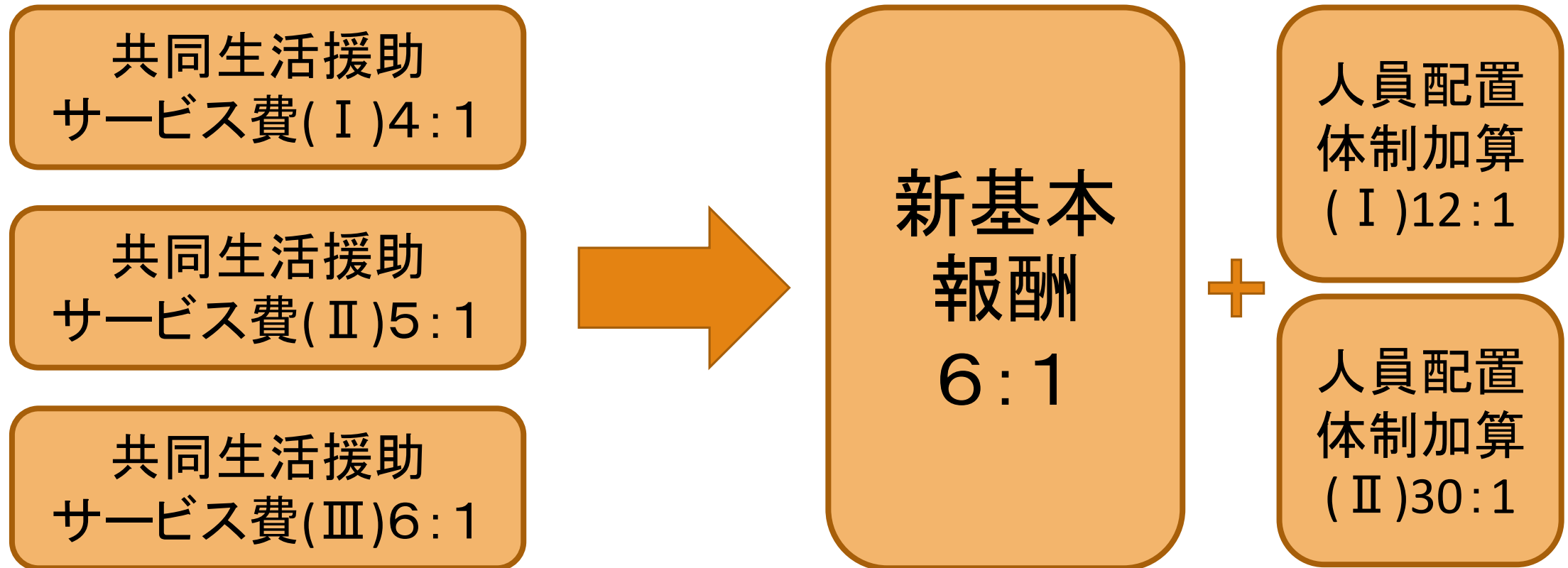
◎定員20名、看護職員1.2配置の場合

「利用定員11人以上20人以下」は28単位なので、
 $28 \times 1 = 28$ 28単位を1日につき加算する。

※看護職員の常勤換算数の小数点以下は切捨て

共同生活援助

基本報酬が6:1のみに一律化され、基準人員以上の人員は加算で評価。
(日中サービス支援型は5:1に一律化。)



共同生活援助

新設

人員配置体制加算(Ⅰ)

→世話人又は生活支援員を特定従業者換算12:1以上加配

人員配置体制加算(Ⅱ)

→世話人又は生活支援員を特定従業者換算30:1以上加配

特定従事者換算

・・・従業者の勤務時間を40時間で除した数。

共同生活援助

例

平均利用者数が15名（区分4:6名、区分5:4名、区分6:5名）
常勤の職員が週に勤務するべき時間を32時間とする事業所

人員配置体制加算を算定しない場合

基準人員

- ・世話人 $15 \div 6 = 2.5$
 - ・生活支援員 $(6 \div 6 + 4 \div 4 + 5 \div 2.5) = 4$
- } 6.5

→ 32時間 × 6.5 = 208時間/週

事業所で設定した常勤の職員が週に勤務するべき時間

共同生活援助

例

平均利用者数が15名（区分4:6名、区分5:4名、区分6:5名）
常勤の職員が週に勤務するべき時間を32時間とする事業所

人員配置体制加算（Ⅰ）を算定する場合

○基準人員

・世話人 $15 \div 6 = 2.5$

・生活支援員 $6 \div 6 + 4 \div 4 + 5 \div 2.5 = 4$

○加配人員 $15 \div 12 = 1.25$


人員配置体制加算（Ⅱ）の場合は30

→ 40時間 × 7.75 = 310時間／週

必ず40時間で計算（＝特定従業者数換算方法という）

就労継続支援B型

人員配置「6:1」の報酬体系を新設するほか、高工賃の事業所を評価。

「平均工賃月額」に応じた報酬体系	「利用者の就労や生産活動等への参加等」を一律に評価する報酬体系																						
<table border="1"> <tr> <td>I 6:1</td> <td>II 7.5:1</td> <td>III 10:1</td> </tr> </table>	I 6:1	II 7.5:1	III 10:1	<table border="1"> <tr> <td>IV 6:1</td> <td>V 7.5:1</td> <td>VI 10:1</td> </tr> </table>	IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1	<table border="1"> <tr> <td>IV 6:1</td> <td>V 7.5:1</td> <td>VI 10:1</td> </tr> </table>	IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1	<table border="1"> <tr> <td>IV 6:1</td> <td>V 7.5:1</td> <td>VI 10:1</td> </tr> </table>	IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1	<table border="1"> <tr> <td>IV 6:1</td> <td>V 7.5:1</td> <td>VI 10:1</td> </tr> </table>	IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1	<table border="1"> <tr> <td>IV 6:1</td> <td>V 7.5:1</td> <td>VI 10:1</td> </tr> </table>	IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1
I 6:1	II 7.5:1	III 10:1																					
IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1																					
IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1																					
IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1																					
IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1																					
IV 6:1	V 7.5:1	VI 10:1																					
590単位	537単位	490単位	584単位	530単位	484単位																		
※20人以下で平均工賃月額1万円未満の単位数 			+																				
目標工賃達成指導員配置加算 基本報酬の算定が I (6:1) 目標工賃達成指導員が常勤換算で1人以上 目標工賃達成指導員、職業指導員等の総数が5:1以上 +			ピアサポート実施加算 (既存) 地域協働加算 (既存) +																				
目標工賃達成加算【新設】10単位/日 工賃工場計画に基づき、実際に工賃が向上した場合			短時間利用減算【新設】所定単位数の70%算定 前3月の平均利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合 $\text{平均利用時間} = \frac{\text{前3月の全利用者の利用時間合計}}{\text{当該利用者の利用日数}}$																				

就労継続支援B型

平均工賃月額の見直し

基本報酬Ⅰ～Ⅲにおける平均工賃月額の算定方法は以下のとおり変更

前年度の平均利用者数(日)

$$= \frac{\text{前年度の延べ利用者数}}{\text{前年度の年間開所日数}}$$

前年度の平均工賃月額

$$= \frac{\text{前年度の工賃支払総額}}{\text{前年度の平均利用者数(日)}} \div 12(\text{月})$$

★見直しに伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

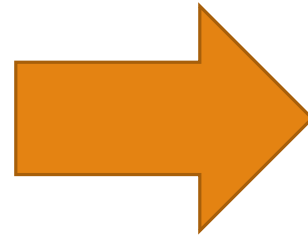
児童発達支援・放課後等デイサービス

個別支援計画に定めた支援の提供時間に応じた単位数となる。

令和6年4月以降は個別支援計画に提供時間を盛り込む必要がある。

※重症心身障害児を主たる対象とする事業所等はこれまで通りの1日単価

1日単価



①30分以上～
1.5時間以下

②1.5時間超～
3時間以下

③3時間超～
5時間以下

児童発達支援・放課後等デイサービス

事業所の個別支援計画に5領域とのつながりを盛り込む必要がある。

新設

(前略)サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

【基準省令第26条第4項・新設】

- ①健康・生活 ②運動・感覚 ③認知・行動 ④言語・コミュニケーション
⑤人間関係・社会性

★5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを作成・公表し、それに基づいた個別支援計画とすること。

⇒令和6年度中に支援プログラム策定及び個別支援計画への反映をする

児童発達支援・放課後等デイサービス

個別支援計画に新たに記載すべき事項①

障害児の日々の支援に係る計画時間

現行の個別支援計画にあわせ令和6年3月31日までに「個別支援計画別表（別紙2）」を作成。保護者へ説明の上、同意を得ること。間に合わない場合は令和6年4月中に行うこと。

- ※1 計画時間が5時間（放デイの平日は3時間）を超える場合で、かつ延長支援時間が1時間以上見込まれる児童はこの時間も含めて個別支援計画に盛り込む必要がある。
- ※2 重症心身障害児を主たる対象者としている事業所については、時間区分ごとの報酬単価とはならないが、同様に取り扱うこと。

児童発達支援・放課後等デイサービス

個別支援計画に新たに記載すべき事項②

5領域に関連した支援・インクルージョンを踏まえた取組み

直近次回の個別支援計画の見直しのタイミングで「個別支援計画書(別紙1)」を用いて作成し、5領域・インクルージョンを盛り込んだ個別支援計画とすること。

※システム等を利用して個別支援計画を作成している事業所は、必ずしも別紙様式を用いる必要はないが、別紙様式の全ての記載事項を盛り込むこと。

- ★令和6年5月以降に新規で利用を開始する障害児については、個別支援計画に新たに記載すべき事項①②すべてを盛り込むこと。
- ☆令和6年11月以降は原則「個別支援計画(別紙1・2)」を用いること。

児童発達支援・放課後等デイサービス

児童指導員等加配加算

基準上の必要人員を超えた有資格者等の配置を評価する加算
⇒加配職員の配置形態(常勤・非常勤)や経験年数に応じて単位数が
細分化される。

※児童福祉事業に従事した経験年数

常勤専従
経験5年以上

常勤専従
経験5年未満

常勤換算
経験5年以上

常勤換算
経験5年未満

当該加算における児童指導員等

児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(心理学修了等)、視覚障害児支援担当職員(研修修了等)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修修了者)

※その他従業者での算定区分あり

児童発達支援・放課後等デイサービス

専門的支援**体制**加算

専門的支援加算

基準人員に加え理学療法士等を1以上配置(常勤・常勤換算)する場合

専門的支援**実施**加算

特別支援加算

- ・理学療法士等(常勤でなくても可)が専門的支援実施計画を作成・支援(30分以上要)
- ・専門的支援は個別を基本とし、小集団(5名程度)での実施も可。

当該加算における理学療法士等 (※)資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事した者に限る
 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(※)、児童指導員(※)、心理担当職員
 (心理学修了等)、視覚障害児支援担当職員(研修修了等)

【月の算定限度回数】

サービス \ 月の利用日数	6日未満	6日以上12日未満	12日以上
児童発達支援		4回	6回
放課後等デイサービス	2回	4回	6回

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

強度行動障害児支援加算

改定前	改定後
<p>強度行動障害児支援加算</p> <p style="text-align: right;"><u>155単位／日</u></p> <ul style="list-style-type: none">・強度行動障害児(基準20点以上)に対して、・強度行動障害(基礎研修)を修了者を配置し、支援を行った場合	<p>強度行動障害児支援加算(Ⅰ)</p> <p style="text-align: right;"><u>200単位／日</u></p> <ul style="list-style-type: none">・強度行動障害児(基準20点以上)に対して、・強度行動障害(実践研修)を修了者を配置し、・支援計画を作成し計画に基づき支援を行った場合 <p>強度行動障害児支援加算(Ⅱ)【放デイのみ】</p> <p style="text-align: right;"><u>250単位／日</u></p> <ul style="list-style-type: none">・強度行動障害児(基準30点以上)に対して、・強度行動障害(中核的人材養成研修)を修了者を配置し、・支援計画を作成し計画に基づき支援を行った場合

現行の加算を算定している事業所も、引き続き算定する場合は必ず届出てください。届出がない場合は、算定しないものとみなします。

児童発達支援・放課後等デイサービス

家族支援加算

家庭連携加算
事業所内相談支援加算

- (Ⅰ)・・・個別での相談援助等 (Ⅱ)・・・グループでの相談援助等【月4回まで】
- 個別支援計画に位置付け、あらかじめ保護者の同意を得ること
 - 相談援助は30分以上行うこと(訪問で家族側の事情があれば30未満可)
 - オンラインの場合は原則テレビ電話。
 - グループの場合は8人までを1組とする。
 - 保育所等訪問支援との多機能型の場合は、全サービス通算で月4回まで。

子育てサポート加算

【月4回まで】

- 個別支援計画に位置付け、あらかじめ保護者の同意を得ること
- 家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供するもの(マジックミラー・モニター越しも可)
- 従業者1人があわせて行う相談援助は最大5世帯まで
- 当該加算を算定する時間帯に行う相談援助等では家族支援加算は算定不可

※同日算定は可